

高知県小児慢性特定疾病要支援者証明事業実施要綱

第1 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22第4項に基づき、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病にかかっている児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明することで、小児慢性特定疾病児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにする。

第2 実施主体

高知県

第3 対象者

法第6条の2第3項に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象となる者

第4 登録者証の申請

- (1) 登録者証の交付を受けようとする申請者は、高知県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（以下「支給認定要綱」という。）に定める小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・変更・更新）（様式第1号）の「登録者証申請」に申請する旨を記載し、小児慢性特定疾病にかかっていることを証明する資料（医療意見書、小児慢性特定疾病の医療受給者証等とする。）を添付の上、高知県（以下「県」という。）に申請するものとする。
- (2) 県は、申請を受理した場合は、小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が法第6条の2第3項に規定する厚生労働大臣が定める程度であること（以下「基準」という。）を満たしているかを審査し、満たしている場合には登録者証の交付を決定するものとする。

なお、基準を満たしていなかった場合又は満たしていることを判定できなかった場合には、法第19条の4第1項に規定する小児慢性特定疾病審査会に対し、登録者証の交付に係る審査を求めなければならないものとする。

第5 登録者証の交付の決定

- (1) 県は、基準を満たしていると認められた申請について、交付の決定を行い、小児慢性特定疾病登録者証（様式第1号）を交付するものとする。
- (2) 審査の結果、基準を満たさないと判定された場合には、その旨を記載の上、申請者に支給認定要綱に定める却下の通知書（様式第6号）を交付するものとする。
- (3) 登録者証の有効期間は、支給認定要綱に基づき交付される受給者証の有効期間に準じて設定するものとする。
- (4) 登録者証の再交付の申請があったときは、登録者証を再交付することとする。

また、登録者証を紛失した者に対しては、再交付の後に失った登録者証を発見したときは、速やかに再交付前の登録者証を県に返還しなければならない旨を申し添えるものとする。

(5) 登録者証の交付を受けた者が死亡したとき、その他登録者証を必要としなくなったときは、県は、受給者に対して、速やかに登録者証を返還するよう求め、支給認定要綱に定める転帰届（様式第 11 号）を提出させるなど適切に対応するものとする。

第 6 登録者証の記載事項の変更

登録者証の交付を受けた者は、その氏名を変更する必要があるときは、支給認定要綱に定める小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届（様式第 7 号）に変更を証明する書類を添付の上、県に申請するものとする。

第 7 登録者証の交付を受けた者が転居した場合の取扱い

医療費助成の取扱いに準じて対応するものとする。

第 8 登録者証の活用

各市区町村における災害対策基本法による被災者台帳の作成、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務において、登録者証を活用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

| 小児慢性特定疾病登録者証 | |
|------------------|------|
| 要 支 援 者 | 氏 名 |
| | 生年月日 |
| 有効期間 | |
| 交付年月日 | |
| 上記のとおり証明する。 | |
| 高知県知事 印 | |

注意事項

- 1 この証は、小児慢性特定疾病児童等であることを証明する書類として利用できません。
- 2 死亡等で登録者証の利用資格がなくなったときは、この証を速やかに高知県知事に返還して下さい。
- 3 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、高知県知事に再交付の申請を行って下さい。
- 4 その他この証明書に関する問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先

高知県健康対策課 (088-823-9678)
 又は最寄りの福祉保健所
 安芸福祉保健所 (0887-34-3177)
 中央東福祉保健所 (0887-53-3172)
 中央西福祉保健所 (0889-22-1247)
 須崎福祉保健所 (0889-42-1875)
 幡多福祉保健所 (0880-34-5120)